

堺市監査委員公表第21号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月8日

堺市監査委員	三宅達也
同	田渕和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立青少年センター、堺市立青少年の家、堺市立日高少年自然の家)	
監査実施期間	令和3年8月2日 ~ 令和3年12月22日	
措置を講じた部局等	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課 指定管理者：公益財団法人大阪 YMCA	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>4 事業運営について</p> <p>(1) 堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例に基づき、指定管理者が定めた利用料金には、一般料金のほか青少年等が利用する場合の料金がある。</p> <p>また、条例施行規則において、青少年センター等の使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書により申請しなければならないとされており、申請書には、指定管理者が使用許可に当たり、青少年等料金を適用する場合にその旨を記載する欄がある。</p> <p>しかし、青少年センターにおいて、指定管理者は申請書に青少年等料金を適用する旨を記載していないにもかかわらず、青少年等料金を徴収しており、指定管理者が青少年等料金を適用するかどうかを確認した記録が残されていないものが多数あった。</p> <p>(2) 堺市会計規則において、市の物品取扱員は、備品票を備品に貼り付けなければならないとされている。また、令和3年4月1日に、備品として管理する物品の取得価格が2万円以上から3万円以上に</p>	<p>御指摘を受け、今後、同様の事案が起きないように記入すべき箇所を色付けした見本を作成し、担当者全員が見本を確認しながら受付事務を行うよう改めました。また、業務責任者が、記入漏れがないか申請書を確認しています。</p> <p>御指摘を受け、指定管理者へ受付時用の見本を作成するよう指示しました。また、作成された見本は受付窓口に設置し、見本を確認しながら受付を行っていることを確認しました。</p> <p>今後、市が消耗品シールを貼付する場合は、貼付誤りがないよう立ち会って相互に確認します。</p> <p>御指摘を受け、直ちにシー</p>	<p>指定管理者</p> <p>子ども育成課</p> <p>指定管理者</p> <p>子ども育成課</p>

<p>変更されており、取得価格 2 万円以上 3 万円未満の物品は消耗品扱いとし、もともと貼付されていた備品票の上に消耗品シールを貼付することとされている。</p> <p>しかし、青少年センターにおいて、取得価格 3 万円以上のロビーチェア 1 台が備品であるにもかかわらず、備品票の上に消耗品シールが貼付されていた。</p> <p>また、取得価格 3 万円未満のロビーチェア 1 台が消耗品であるにもかかわらず、備品票が貼付されたままになっており、その上に消耗品シールが貼付されていなかった。</p>	<p>ルを貼り直しました。今後、備品登録の対象が変更された場合は、指定管理者の立ち会いのもと、備品番号により対象物品を確認して消耗品シールを貼付します。</p>	
<p>[利用団体の私物の保管について（意見）]</p> <p>青少年センター及び青少年の家において、指定管理者は施設利用団体が所有する備品を保管している。しかし、各施設において利用団体の私物の保管に関して定めたものがなかった。保管に関する責任の所在を明確にするため、保管備品、保管期間等を管理する受払様式を定めた規定等の整備を検討されたい。</p>	<p>市から令和 3 年 10 月 13 日付で「堺市青少年施設に係る団体備品の取扱い基準」が示されたことから、この基準に則り運用を開始し、青少年センターについては、6 団体中 5 団体の手続が完了し、残り 1 団体は備品をお持ち帰りいただきました。青少年の家については、4 団体全ての手続が完了しました。</p> <p>御意見を受け、施設の管理上支障がないことや、都度の搬入・搬出が困難であるなど保管に合理的な理由がある場合に、指定管理者が団体の責任による保管を認めることができる旨を定めた「堺市青少</p>	<p>指定管理者</p> <p>子ども育成課</p>

	<p>年施設に係る団体備品の取扱い基準」を令和 3 年 10 月 13 日付で制定し、同日、指定管理者へ通知しました。</p> <p>この基準では、団体が保管備品や保管期間等を記載した依頼書を指定管理者へ提出し、指定管理者は団体に対して、当該団体の責任による保管を認める確認書を発行する手続を規定しています。</p> <p>この基準に則り指定管理者が運用を開始し、青少年センターについては、11 月 11 日に 5 団体全ての手続が完了したことの報告を受け、同日確認しました。また、青少年の家については、11 月 4 日に 1 団体の報告を受け同日確認し、11 月 30 日に残り 3 団体の報告を受け同日確認しました。</p>	
--	--	--